

# Smiles for the Public

—人々が笑顔になれる社会をつくる—



## 第75回 定時株主総会招集ご通知

### 日 時

2023年6月21日（水曜日）午前10時

### 場 所

神戸市中央区港島中町七丁目2番1号  
当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール

### 決議事項

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役2名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件

<株主提案（第6号議案および第7号議案）>

- 第6号議案 自己株式取得の件
- 第7号議案 社外取締役の構成に関する定款変更の件

当社取締役会は、株主提案（第6号議案および第7号議案）に反対しております。



本招集ご通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。  
<https://p.sokai.jp/6809/>



TOA 株式会社

証券コード：6809

## 株主の皆さんへ



株主の皆さんにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

当社グループは、2030年を見据えた経営ビジョン「Dr. Sound –社会の音を良くするプロフェッショナル集団– になる」を掲げ、お客さまに選ばれる良い音体験の継続的提供を通じ、社会課題の特定、解決、改善の一連のサイクルをお客さまと共に実現してゆく頼れるパートナーとなることを目指し、中間地点となる2026年3月期を最終年度とした中期経営基本計画（以下、「本中期計画」）を策定して遂行しております。

ビジョン実現に向け、2022年3月期から2023年3月期を、加速する環境変化のスピードに適応できる組織に変革し収益力と競争力を高め、新たな成長基盤の足掛かりを築くためのフェーズと位置づけ、体质強化と成長分野となる新たな音の価値の探索と創造を行ってまいりました。

2024年3月期から2026年3月期においては、これら取組みの成果を最大限に発揮し、付加価値をより拡大させ、収益基盤を強化し、新成長分野の探索と創造を通じて成長を加速させてまいります。また、一連の取組みを加速させるために、デジタルシフト推進と人材育成に注力してまいります。

なお、本年3月に発表いたしましたとおり、本株主総会終了後の取締役会において取締役谷口方啓氏が代表取締役社長に就任する予定としております。

当社グループは、新体制のもと、本中期計画において、事業成長に向けた投資を拡大し、その成果を更なる投資へ振り向け、成長投資とのバランスも考慮しつつ、株主価値向上につながる還元施策を強化させてまいります。

株主の皆さんにおかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

代表取締役社長

竹内一弘

証券コード 6809  
2023年6月5日

## 株主の皆さんへ

神戸市中央区港島中町七丁目2番1号  
T O A 株 式 会 社  
代表取締役社長 竹内一弘

## 第75回定期株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第75回定期株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://www.toa-global.com/ja/ir/stockinfo/memo>



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/6809/teiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「TOA」または「コード」に当社証券コード「6809」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）により議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2023年6月20日（火曜日）午後5時30分までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

## 記

1. 日 時	2023年6月21日（水曜日）午前10時 [開場 午前9時30分]
2. 場 所	神戸市中央区港島中町七丁目2番1号 当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール
3. 目的事項	<p>●報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 第75期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件</li><li>2. 会計監査人および監査役会の第75期連結計算書類監査結果報告の件</li></ol> <p>●決議事項</p> <p>&lt;会社提案（第1号議案から第5号議案まで）&gt;</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 取締役2名選任の件</p> <p>第3号議案 監査役1名選任の件</p> <p>第4号議案 補欠監査役1名選任の件</p> <p>第5号議案 当社株式の大規模な買付行為への対応方針 (買収防衛策) の継続の件</p> <p>&lt;株主提案（第6号議案および第7号議案）&gt;</p> <p>第6号議案 自己株式取得の件</p> <p>第7号議案 社外取締役の構成に関する定款変更の件</p>
4. 招集にあたっての決定事項	<p>(1) インターネット等による方法と書面（郵送）と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものといたします。</p> <p>(2) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の表示があったものとして取扱います。</p>

以 上

**お知らせ**

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- 会社法改正により、電子提供措置事項について上記インターネット上の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主さまに限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。  
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

**①事業報告**

- ・ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- ・ 会社の支配に関する基本方針

**②連結計算書類**

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

**③計算書類**

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- ご来場の株主さまの新型コロナウイルス感染防止策としてのマスク着用につきましては、株主さま個人のご判断とさせていただきます。なお、発熱、咳等の症状がある方はご来場をお控えくださいますようお願いいたします。
- 今後、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、以下の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。  
<https://www.toa-global.com/ja/ir/stockinfo/memo>
- お土産のご用意はございません。



# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



## インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月20日（火曜日）  
午後5時30分入力完了分まで



## 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月20日（火曜日）  
午後5時30分到着分まで



## 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2023年6月21日（水曜日）  
午前10時

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

The form includes fields for:

- 議決権行使書 (Ballot Slip)
- 御中 (To Whom)
- 株主総会日 (Shareholders' Meeting Date)
- 議決権の数 (Number of Voting Rights)
- 投票用紙 (Ballot Paper)
- 投票用紙 (Ballot Paper)
- 議案番号 (Proposal Number)
- 賛成 (For) / 反対 (Against) checkboxes for each proposal.
- QRコード (QR Code) for login.
- 見本 (Sample) button.
- 印 (Stamp) area.

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1、3、4、5号議案（会社提案）

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対の場合 ➥ 「否」の欄に○印

### 第2号議案（会社提案）

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

### 第6、7号議案（株主提案）

- 反対の場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印

当社取締役会は、株主提案に反対しております。

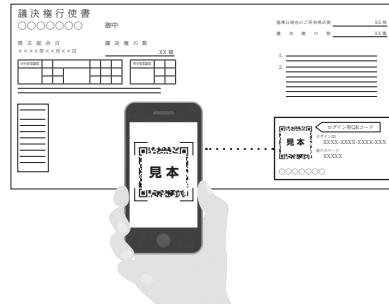
- ・ インターネット等による方法と書面（郵送）と重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効なものといたします。
- ・ 書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の表示があったものとして取扱います。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID・仮パスワードを入力するこ  
となく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

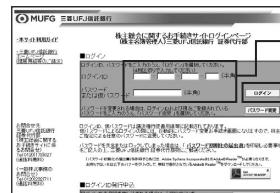
インターネット等による議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただく  
ことが可能です。

## ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

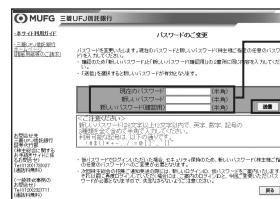
- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮  
パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・  
仮パスワード」  
を入力  
「ログイン」を  
クリック

- 新しいパスワードを登録する。



「新しいパス  
ワード」を入力  
「送信」を  
クリック

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

**三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク**  
**0120-173-027**  
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

## 議案および参考事項

### 会社提案（第1号議案から第5号議案まで）

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆さまへの利益還元の充実を経営の優先課題の一つとして位置づけております。

利益配分に関しましては、持続的な成長を目指し、事業への投資拡大を基本としながらも、財務規律のもと安定した配当の向上をはかるとともに、年間40円（中間配当20円および期末配当20円）の配当を維持することを基本として業績を加味し、連結配当性向45%を目安に決定することとしております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、安定配当20円とさせていただきたいと存じます。

##### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

##### 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額643,320,040円

なお、中間配当金として20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり40円となります。

##### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月22日

## 第2号議案 取締役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役井谷憲次氏、竹内一弘氏、村田雅詩氏が任期満了となります。

つきましては、経営体制の見直しに伴い1名減員し、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。



再 任

候補者番号 い　た　に　け　ん　じ  
**1 井 谷 憲 次** (1951年12月17日生) 男 性

### ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1976年5月 当社入社
- 2000年4月 当社営業本部物流部長
- 2001年10月 当社執行役員東日本営業統括部長
- 2005年4月 当社執行役員ロジスティクス部長
- 2005年6月 当社取締役、常務執行役員SCM本部長
- 2007年10月 当社取締役、常務執行役員SCM本部長兼オーディオ開発本部長
- 2008年6月 当社取締役、専務執行役員SCM本部長兼オーディオ開発本部長
- 2009年6月 当社代表取締役社長
- 2015年6月 当社代表取締役会長兼社長
- 2017年6月 当社取締役会長（現任）
- 2022年6月 公益社団法人神戸納税協会会長（現任）、  
公益財団法人納税協会連合会副会長（現任）
- 2023年5月 一般社団法人神戸経済同友会代表幹事（現任）

### 取締役会出席状況

100%  
(19回／19回)

### 所有する当社の株式数

1,613,273株

### ■ 取締役候補者とした理由

井谷憲次氏を取締役候補者とした理由は、同氏が物流部門、国内営業部門および開発部門の統括を歴任しており、また、当社代表取締役社長としてその横断的な実績と経験を活かし、引き続き、取締役として役割を果たすことが期待できるためであります。



候補者番号 2 村田 雅詩 (1958年3月19日生) 男性

再任

社外

独立

## 取締役会出席状況

100%  
(19回／19回)

## 所有する当社の株式数

—

## ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年 4月 旭硝子株式会社（現AGC株式会社）入社  
 1999年 8月 同社退社、参天製薬株式会社入社、社長室長  
 2001年 9月 同社医薬事業部事業企画グループ グループマネージャー  
 2002年 7月 同社医薬事業部眼科マーケティンググループ グループマネージャー  
 2005年 1月 同社医薬事業部事業戦略企画グループ グループマネージャー  
 2007年 4月 同社経営企画室長  
 2011年 7月 Santen Inc. CAO（チーフ・アドミニスト레이ティブ・オフィサー）  
 2014年 1月 参天製薬株式会社監査役室長  
 2016年 6月 同社常勤監査役  
 2020年 6月 同社シニアアドバイザー  
 2021年 6月 当社社外取締役（現任）  
     株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ社外監査役  
 2022年 6月 同社社外取締役（監査等委員）（現任）

## ■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

村田雅詩氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が長年にわたり、上場企業において、経営企画、国内・海外の事業戦略企画ならびに常勤監査役として全社事業の監査を通じて、企業経営全般に精通し、戦略、財務、ガバナンス等の知識と経験を有しており、引き続き、社外取締役として当社のコーポレート・ガバナンス機能の強化と持続的な企業価値の向上に資するための監督、助言等をいただくことが期待できるためあります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 村田雅詩氏は、社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出しており、本株主総会において同氏が取締役に選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。  
 3. 当社は、村田雅詩氏が取締役に選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。  
 4. 村田雅詩氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年であります。  
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求に起因する損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役小林茂信氏が任期満了となります。

つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。



さわ  
あまね  
**佐和周** (1976年8月8日生) 男性

**新任**

**社外**

**独立**

**所有する当社の株式数**

—

### ■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1999年4月 朝日監査法人（現有限責任あづさ監査法人）入社
- 2002年4月 公認会計士登録
- 2009年9月 KPMG税理士法人へ転籍、  
関西学院大学大学院経営戦略研究科 非常勤講師（現任）
- 2009年12月 税理士登録
- 2011年4月 KPMG税理士法人 退社、  
佐和公認会計士事務所 開設、代表（現任）

### ■ 社外監査役候補者とした理由

佐和周氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が公認会計士および税理士としての財務および会計に関する専門的な知識を有しており、また、国内・海外の企業会計・税務アドバイザリー業務、海外子会社管理支援およびデューデリジェンス等の豊富な経験から、監査役として役割を果たすことが期待できるためであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注)
1. 佐和周氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  2. 佐和周氏は、社外監査役候補者であります。また、同氏が監査役に選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
  3. 当社は、本株主総会において佐和周氏が監査役に選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
  4. 当社は、会社法第430条の第3項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求に起因する損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。佐和周氏が監査役に選任された場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

## ご参考 本株主総会後の取締役・監査役のスキル・マトリックス

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されると、取締役会の構成および各取締役・各監査役が有する主なスキル（知識・経験・能力等）は下表のとおりとなります。

	氏名	地位・属性 (予定)	企業経営	グローバル ビジネス	市場開拓・ 事業企画	技術・イノ ベーション (研究・開発・ 生産・SCM・DX)	コーポレート (財務・会計、 法務、リスク管理、 情報システム)	人材開発
取締役	井谷 憲次	会長	●		●	●		
	谷口 方啓	代表取締役 社長		●		●	●	
	増野 善則	常務 執行役員		●	●		●	
	早川 宏	執行役員			●			●
	村田 雅詩	独立 社外		●	●		●	
	半田 実			●		●		●
監査役	西垣 岳史	常勤		●		●	●	
	西片 和代	独立 社外					●	
	佐和 周						●	

※各取締役および各監査役の有する知見や経験を最大3つまで記載しております。取締役および監査役の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2022年6月23日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任された福元隆久氏の選任の効力は、本株主総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。



ふくもとたかひさ  
**福元 隆久**

(1967年8月2日生)

(男性)

### 所有する当社の株式数

—

#### ■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1993年4月 兵庫県庁入庁
- 1994年3月 同庁退庁
- 1996年4月 弁護士登録、東町法律事務所（現弁護士法人東町法律事務所）入所
- 2003年4月 同事務所パートナー弁護士（現任）
- 2003年6月 川西倉庫株式会社社外監査役
- 2008年4月 兵庫県弁護士会副会長
- 2010年6月 株式会社神戸フェリーセンター社外監査役（現任）
- 2012年4月 神戸家庭裁判所家事調停委員（現任）

#### ■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

福元隆久氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏が弁護士の資格を有しており、法曹界での豊富な経験とそれによって培われた専門的な知識等を活かし、監査役として役割を果たすことが期待できるためであります。なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 福元隆久氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 福元隆久氏は、補欠の社外監査役候補者であります。また、同氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 当社は、福元隆久氏が監査役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求に起因する損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。福元隆久氏が監査役に就任した場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

## 第5号議案 当社株式の大規模な買付行為への対応方針 (買収防衛策) の継続の件

当社は、2008年2月15日開催の取締役会において、「当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を導入いたしました。その後、2008年6月27日開催の第60回定時株主総会において、株主の皆さまのご承認をいただき継続し、直近では2020年6月23日開催の第72回定時株主総会の決議により継続しておりますが、その有効期限は、本株主総会終結の時までとなっております。

当社では、本対応方針継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向、様々な議論の進展およびコーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方にについて引き続き検討してまいりました。

その結果、2023年5月15日開催の当社取締役会において、本株主総会における株主の皆さまのご承認を条件として、本対応方針を継続することを決定しておりますので、ご承認をお願いするものであります。当社が本対応方針を継続する理由は以下【本対応方針を継続する理由】に記載のとおりです。

本対応方針の継続につきましては、独立社外取締役2名を含む当社取締役全員の賛成により承認されており、当社監査役3名はいずれも本対応方針の具体的運用が適正に行われることを前提として、本対応方針の継続に異議がない旨の意見が表明されております。

本日現在、当社株式の大規模な買付行為等に関する具体的提案はなされておりません。

なお、本対応方針の継続にあたり、現本対応方針から文言等の見直し、語句の整理等を行っておりますが、実質的なスキーム変更はございません。

### 【本対応方針を継続する理由】

当社グループは、企業価値を“Smiles for the Public”一人々が笑顔になれる社会をつくる一と定め、人々の集まりである「Public（社会）」に対し、「安心・信頼・感動」という価値を提供することで、人々の「Smiles（笑顔）」の実現を目指し、その価値実現のため、お客さまに選ばれる良い音体験の継続的提供を通じ、社会課題の特定、解決、改善の一連のサイクルをお客さまと共に実現してゆく頼れるパートナーとして2030年を見据えた経営ビジョン「Dr. Sound –社会の音を良くするプロフェッショナル集団– になる」を掲げました。そのビジョン実現に向け、2026年3月期を最終年度とする中期経営基本計画（以下「本中期計画」といいます。）を策定し、持続的成長と中長期的な企業価値向上に向けた施策を機動的に実施してまいります。

このような状況の中、当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する大規模買付行為が行われた場合、企業価値向上に向けた機動的な施策実施に大きな影響を与えるおそれがあります。また、2023年3月31日現在における当社の大株主の状況は別紙4のとおりであり、当社株主の分布状況は個人株主を中心に広範にわたっていることから、当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する株式の大規模買付行為がなされる可能性は否定できません。

一方、当社は、特定の者の大規模買付行為に応じるか否かは最終的には当社株式を保有する株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであり、それが当社の企業価値を大きく向上させ、株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、この考えについては従前より何ら変更ございません。

本対応方針は、株主の皆さまの判断に資するために、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報と評価・検討する時間、当社取締役会としての意見を開示し、必要に応じて、大規模買付者と交渉することや株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。現在は、金融商品取引法により、濫用的な買収を規制する一定の対応はなされておりますが、公開買付開始前における情報提供および検討時間を法的に確保することや、市場内での買い集め行為を法的に制限することができないなど、必ずしも有効に機能しない場合も考えられます。よって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆さまおよび投資家の皆さまが適切な投資判断を行ううえで有効なものになると考えております。

以上のとおり、当社グループが、持続的成長と中長期的な企業価値向上を実現していくための施策として本対応方針を導入継続しておくことは必要不可欠なものであり、本対応方針継続により、不測の事態に常に備えておくことが当社取締役会の責務であると判断したものであります。

## 1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであると考えます。従いまして、当社としては、株主の皆さまの判断に資るために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめて開示することが必要と考えます。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉することや株主の皆さまへ代替案を提示することも必要と考えます。

さらには、当社株式の大規模買付行為や買付提案の中には、次のような企業価値・株主共同の利益に資さないものもあります。

- ①買収の目的等が企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの
- ②株主の皆さまの株式の売却を事实上強要するおそれのあるもの
- ③当社取締役会や株主の皆さまが当該買付の内容を検討、判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するための必要な時間や情報を与えることなく行われるもの
- ④買付の対価の価格、買付の手法が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するような不適当なもの
- ⑤当社および当社のステークホルダーとの関係を損ねるおそれをもたらすもの など

当社は、このような大規模買付行為や買付提案を行い、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大な悪影響をもたらすおそれのある行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

## 2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の株主の皆さまに長期的に当社の株式を保有していただくために、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しています。これらの取組みは、上記1. の基本方針の実現にも資するものと考えています。

### (1) 経営基本方針および中期経営基本計画の推進による企業価値向上

当社グループでは、企業価値を「Smiles for the Public 人々が笑顔になれる社会をつくる」と定め、人々の集まりである「Public (社会)」に対し、「安心・信頼・感動」という価値を提供することで、人々の「Smiles (笑顔)」を実現することを目指しています。特に経営基本方針である「三つの安心（顧客が安心して使用できる商品をつくる。取引先が安心して取引きができるようにする。従業員が安心して働けるようとする。）」のもと、当社事業活動における、ESG（環境、社会、ガバナンス）を含む統合的な視野での社会的影響・責任についても適時的確に認識していくようすべてのステークホルダーとの対話を一層深め、社会からの期待・要請に応えていくことで持続的な社会の形成に貢献してまいります。

こうした成長と成果を通じ、人々の安心・信頼・感動の価値実現のため、お客さまに選ばれる良い音体験の継続的提供を通じ、社会課題の特定、解決、改善の一連のサイクルをお客さまと共に実現してゆく頼れるパートナーとして「Dr. Sound –社会の音を良くするプロフェッショナル集団– になる」を2030年を見据えた新たな当社の経営ビジョンとして掲げ、その実現を目指します。

ビジョン実現に向け、現在推進している本中期計画期間のうち前半の2022年3月期から2023年3月期を、加速する環境変化のスピードに適応できる組織に変革し収益力と競争力を高め、新たな成長基盤の足掛かりを築くためのフェーズと位置づけ、体质強化と成長分野となる新たな音の価値の探索と創造を推進してきました。

2024年3月期から2026年3月期においては、これら取組みの成果を最大限に発揮し、付加価値をより拡大させ、収益基盤を強化し、新成長分野の探索と創造を通じて成長を加速させてまいります。また、一連の取組みを加速させるために、デジタルシフト推進と人材育成に注力してまいります。

そして、ビジョン実現を通じてサステナビリティへの取組みを推進してまいります。当社は創業以来、企業目的および経営基本方針「三つの安心」を定め、かかる経営理念のもと、企業価値「Smiles for the Public 人々が笑顔になれる社会をつくる」の実現を目指しています。SDGsをはじめ、全世界が持続可能な社会へ向けて取組みを加速させる中、当社の果たすべき役割・責任は更に大きくなるものと認識しております。本中期計画においても、当社はこれまでの取組みを進化させながら、社会課題解決に向けた新たな価値をお客さまと共に生み出し続け、「社会の音を良くする」活動を通じて、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

#### [主な取組み]

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| ○社会課題解決に向けたソリューション | ○安全・安心なモノ・コトづくり |
| ○従業員の安心づくり         | ○地域社会との共生       |
| ○コーポレート・ガバナンス      |                 |

## [詳細]

- ・中期経営基本計画策定のお知らせ  
<https://ssl4.eir-parts.net/doc/6809/tdnet/2112704/00.pdf>
- ・中期経営基本計画 フェーズ2開始のお知らせ  
<https://ssl4.eir-parts.net/doc/6809/tdnet/2269186/00.pdf>

以上のとおり、当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験ならびに国内外の株主・顧客・取引先・従業員等、すべてのステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を維持し促進することが重要な要素になります。

## (2) コーポレート・ガバナンスの強化に関する取組み状況

当社グループでは、株主・顧客・取引先・従業員等、すべてのステークホルダーに対して、遵法性が確保された健全かつ透明性の高い企業経営を実践することにより、長期的・継続的に企業価値を増大させることを経営上のもっとも重要で恒久的な課題のひとつとして位置付けています。また、コーポレート・ガバナンスの更なる強化のため、各ステークホルダーへのアカウンタビリティー（説明責任）の重視と充実、迅速かつ適切なディスクロージャー（情報開示）等の実践を積極的に取組んでいくことで、企業価値向上に資するものと考えております。

## 3. 本対応方針の内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

## (1) 大規模買付ルールの必要性

本対応方針は、上記1. の基本方針に記載した会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして継続するものです。

本対応方針を運用するにあたっては、当社は、大規模買付行為が行われた際には、株主の皆さまが適切な判断に必要かつ十分な情報や時間を確保していただくことや、大規模買付者と交渉を行うことが、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えております。そのため、当社は、大規模買付行為や買付提案を行う際の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。この大規模買付ルールは、株主の皆さまに対し、大規模買付行為や買付提案に応じるか否かについて適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保していただくものであり、当社株主共同の利益に資するものと考えます。

以上、本対応方針の目的および効果を踏まえ、当社は後記7. のとおり、本株主総会で承認されることを条件として本対応方針を継続することいたしました。

## (2) 本対応方針継続の目的

本対応方針は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、もしくは結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為、またはそれらの提案（市場取引、公開買付け等）の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下、かかる買付行為またはそれらの提案を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）について、株主の皆さまに必要かつ十分な情報を提供するとともに、必要に応じて対抗措置を発動する等、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう、大規模買付行為に対する適宜かつ適切な対応を行うことを目的としています。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）ならびに当該保有者との間で当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下「準共同保有者」といいます。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものと含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の（i）記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（ただし、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の（ii）記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）および総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

## 4. 大規模買付ルールの内容

### (1) 大規模買付ルールの骨子

当社取締役会が設定する大規模買付ルールの骨子は、[1]大規模買付者は、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して予定する大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供し、[2]当社取締役会は、一定の評価期間内に当該大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をまとめて公表し、[3]大規模買付者は、[1][2]の手続後に大規模買付行為を開始する、というものです。具体的な内容は、以下のとおりです。

## (2) 情報の提供

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、当社代表取締役に対して、以下の内容等を日本語で記載した書面を提出していただきます。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先

### ⑤提案する大規模買付行為の概要

#### ⑥本対応方針に定められた大規模買付ルールに従う旨の意向表明書

当社取締役会は、上記①から⑥までのすべてが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、株主の皆さまの判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。大規模買付者には、当社取締役会に対して、本必要情報を提供していただきます。本必要情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容等によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、準共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
  - ②大規模買付行為の目的および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
  - ③当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
  - ④当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
  - ⑤当社グループの株主・顧客・取引先・従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
  - ⑥その他個別具体的な事案において、当該大規模買付行為に対する株主の皆さまの諾否の判断および当社取締役会の意見形成に必要な情報
- 当社取締役会は、本必要情報として提供された情報が十分と認められた場合、その旨を公表します。また、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うままで追加的に情報提供を求めます。

なお、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、情報提供を要請する都度、大規模買付者の回答期限を設定するものとし、情報提供を要請した日から60日以内に本必要情報の提供を完了していただくこととします。もっとも、本必要情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容および規模によって異なることもあるため、当社取締役会は、大規模買付行為の内容および規模ならびに本必要情報の具体的な提供状況を考慮し、独立委員会の勧告に基づき、当該期間を最長30日間延長できるものとします。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆さまが適切な判断に必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

### (3) 取締役会による評価と意見の公表

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対する本必要情報の提供を完了した後、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または最大90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設け、その取締役会評価期間を公表し、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会（下記（4））に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言および監査役の意見等を求めることができることとし、これらの意見等を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討します。独立委員会から勧告があった場合には、これに従うものとし、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめて公表します（ただし、勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反すると判断する場合を除きます。以下同じとします。）。

なお、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または、当社取締役会として株主の皆さまに対し、代替案を提示することもあります。

### (4) 独立委員会の設置

本対応方針において、次の内容に関して判断するにあたり、その客觀性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会（注3）を設置します。

- ①大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲の決定
- ②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かの認定
- ③大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かの認定
- ④対抗措置の要否およびその内容の決定等

当社取締役会は、かかる独立委員会に対して上記の内容を必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について審議し、当社取締役会に対してその意見を勧告することとします。独立委員会は、その勧告の合理性・客觀性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、当社取締役会から独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるるものとします。また、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、または必要な情報について説明を求めるものとします。

独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討したうえで、当社取締役会に対し、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会のかかる勧告に従うものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告の内容を公表することとし、また、かかる勧告に従うことによって、独立委員会が取締役会の判断の客觀性、公正性および合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。

#### 注3：独立委員会

独立委員会は、当社取締役会から独立した第三者機関として、本対応方針が取締役の保身のために利用されることがないよう監視するとともに、企業価値・株主共同の利益を損なう買収を抑止するという働きを担います。独立委員会の概要は、別紙2のとおりです。

独立委員会は、当社社外取締役・当社社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等、3名以上の独立委員で構成されます。委員の氏名および略歴は別紙3のとおりです。

### (5) 情報開示の必要性

当社は、平素より、当社株式の適正な価値を株主および投資家の皆さんにご理解いただくよう努めておりますものの、突然の大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提案が当社の企業価値・株主共同の利益を高めるものか、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等、大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆さんに短期間のうちに適切に判断していただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠と考えます。

さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆さんにとっても、大規模買付行為が当社グループに与える影響や当社グループの株主・顧客・取引先・従業員等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、大規模買付者の提案が当社の企業価値・株主共同の利益を高めるものか否かを考慮し、継続保有の是非を検討していただくうえで重要な判断材料になると考えます。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのか、より当社の企業価値・株主共同の利益を高める代替案がありうるかといった点も、株主の皆さんにとって重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、まず、大規模買付者が事前に、株主の皆さんのが適切な判断に必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を提供すべきであると考えます。また、当社取締役会も、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、後述の独立委員会の勧告や外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成して公表いたします。さらに、当社取締役会が必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆さんに対する代替案の提示を行うこともあります。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆さんは、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案に対する諾否を検討すること（もし代替案が当社取締役会から提示された場合には、大規模買付者の提案と代替案との優劣を検討すること）が可能となり、大規模買付者の提案に対する最終的な諾否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の取得と検討の機会を得られることとなります。

## 5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、対抗措置の発動を決定した後に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する旨を表明した場合は、対抗措置の発動を取り消します。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの認定および対抗措置の発動の適否・内容については、外部専門家等の助言および監査役の意見も参考にしたうえで、独立委員会の勧告に従うものとし、当社取締役会が決定します。対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は、別紙1に記載のとおりです。

### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

#### ①大規模買付行為に対する取締役会の意見表明

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報を総合的に考慮・検討した結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資すると判断したときは、その旨の意見を表明します。他方、当該大規模買付行為に疑義や問題点があると考えたときは、大規模買付者の買付提案について反対意見を表明し、または、代替案を提案します。これらの場合には、当社取締役会は、株主の皆さまに対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただくにとどめ、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

#### ②大規模買付ルールを遵守した場合の対抗措置および発動要件

大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときに限り、株主総会において株主の皆さまに承認を得たうえで、株主の皆さまの利益を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として、無償割当てによる新株予約権を発行することができるものとします。

具体的には、以下のアおよびイの類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと判断します。かかる場合の判断においては、外部専門家等および監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討したうえ、独立委員会の勧告に従うものとします。また、当社取締役会は、対抗措置を発動するに際し、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、株主総会を招集し、対抗措置に関する株主の皆さまの意思を確認するものとします。かかる株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）において、出席株主の議決権の過半数の賛同が得られなければ、対抗措置の発動は行いません。その場合、大規模買付者は、株主の皆さまの意思を確認し、対抗措置の発動・不発動が決定されるまで、大規模買付行為は開始できないものとします。なお、対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙1に記載のとおりです。

- ア 次の（i）から（iv）までに掲げる行為等により企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合
- (i) 当社株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
  - (ii) 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
  - (iii) 会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - (iv) 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- イ 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

## 6. 株主・投資家に与える影響等

### （1）大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社の企業価値・株主共同の利益の維持・向上の観点から、株主の皆さまに対し、大規模買付行為に対する諾否をご判断いただくために必要な情報や現に当社の経営を担っている当社取締役会の当該大規模買付行為に対する意見を提供し、さらには、株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、株主の皆さまは、適切かつ十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切かつ合理的な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆さまが適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の本対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

## (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

上記5. (1) にて記載した大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、または、上記5. (2) ②にて記載した大規模買付ルールを遵守しているものの当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合は原則として株主意思確認総会を経たうえで、当社取締役会は企業価値・株主共同の利益を守ることを目的とし、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置を発動することがあります。具体的な対抗措置の概要は、別紙1に記載のとおりですが、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆さま（大規模買付ルールに違反した大規模買付者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当該大規模買付者についても、新株予約権の無償割当ておよび当社取締役会の承認する第三者への譲渡は認められておりますので、経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社株式が上場している証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として別紙1に記載の新株予約権の無償割当てを実施した場合には、株主の皆さま（大規模買付ルールに違反した大規模買付者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、株主名簿への記載または記録が未了の株主の皆さまに関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の無償割当ての基準日までに、株主名簿への記載または記録を完了していただく必要があります。

さらに、新株予約権の無償割当ての基準日以後においても、例えば、大規模買付者が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、または当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することができます。これらの場合には、その旨の情報を公表します。

また、本新株予約権の無償割当ての中止、または本新株予約権の取得を行った場合には、1株当たりの株式の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った株主および投資家の皆さまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

## 7. 大規模買付ルールの有効期限等

本対応方針の有効期限は、本株主総会終結の時までとしております。本株主総会において、本対応方針の継続について株主の皆さまのご承認が得られた場合は、本株主総会の日から3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時まで3年間有効期間が延長されるものとし、以後も同様とします。もし承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されることとなります。また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本対応方針を隨時見直していく所存です。

本対応方針はその有効期間中であっても、当社の株主総会または取締役会で本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。従って、本対応方針は株主の皆さまのご意向により、これを廃止させることができます。

なお、当社取締役会は、本対応方針の有効期間中であっても、独立委員会の勧告に従い、本対応方針を修正または廃止する場合があります。本対応方針を修正または廃止することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。

## 8. 本対応方針の合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえた内容となっており、合理性を有するものです。

### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記1.にて記載したとおり、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保することや株主の皆さまのために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

### (3) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、株主の皆さまのご意思を確認させていただくため、2008年6月27日開催の第60回定時株主総会において、承認可決されており、その後も、3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会ごとに、継続の可否について承認を得るものとします。また、本対応方針は、上記7.にて記載したとおり、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により廃止することが可能です。このように、本対応方針には、株主の皆さまのご意思が十分に反映されることとなっております。

### (4) 合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、上記5. (2)にて記載したとおり、原則として、株主意思確認総会を経ることにより、大規模買付者による買付提案に応じるべきか否かが最終的には株主の皆さまの判断に委ねられるべきものとしており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本対応方針は取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

### (5) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針の導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆さまのために、対抗措置の発動および本対応方針の廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、上記4. (4) に記載したとおり、独立委員会が、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価・検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はこれに従ったうえで、原則として、株主意思確認総会の開催を行うこととします。このように、独立委員会によって取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆さんに情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記7. に記載したとおり、本対応方針は、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することができます。

従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

なお、当社の大株主の状況は、別紙4に記載のとおりです。

## 新株予約権の概要

### 1. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。ただし、下記7. の取得条項が定められた場合には、当社取締役会が取得の対象として決定した新株予約権を保有する株主は、新株予約権の行使に際して出資すべき金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式を受領することとなる。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権は譲渡することができる。ただし、当社取締役会の承認を要する。

### 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

### 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6. の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めことがある。

### 8. その他

当社による新株予約権の取得事由その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、大規模買付者に対しては、当社普通株式の交付は行わず、当社による新株予約権取得の対価として金銭等の経済的な利益の交付は行わないものとする。

## 独立委員会の概要

### 1. 構成員

独立委員会は、当社取締役会により委嘱を受けた当社社外取締役・当社社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等、3名以上の委員で構成される（独立委員会の委員の氏名および略歴は別紙3に記載のとおり）。

委員の任期は、選任された日から3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとし、重任を妨げない。

### 2. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行ふものとする。ただし、独立委員会の委員全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行ふものとする。なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

### 3. 決議事項その他の権限と責任

独立委員会は、以下の各号に記載された事項について取締役会の諮問に基づき、これを検討のうえ自らの意見を決定し、その決定内容をその理由を付して当社取締役会に勧告または助言する権限と責任を有する。独立委員会の各委員は、上記の責任を果たすうえで、会社に対して善管注意義務を負い、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から自らの意見を決定することを要し、専ら自己または当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- ①大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲
- ②大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の存否
- ③大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かの認定
- ④大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かの認定
- ⑤大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
- ⑥大規模買付者の大規模買付行為に対する当社取締役会の代替案の適否の検討
- ⑦新株予約権の発行（無償割当てを含む。）または不発行
- ⑧大規模買付ルールの維持・見直し・廃止
- ⑨対抗措置の発動の要否および内容（株主意思確認総会の開催の有無について）
- ⑩その他、当社取締役会が判断すべき事項について、取締役会が独立委員会に諮問することを決定した事項

また、独立委員会は、自らの意見の決定に際して適切な判断を確保するために必要かつ十分な情報収集に努めなければならないものとし、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることなどができる。

別紙3

### 独立委員会委員の氏名および略歴

**【氏名】** 西片 和代 (にしかた かずよ)

**【略歴】** 1969年4月22日生

- 2003年10月 弁護士登録、神戸パートナーズ法律事務所入所（現任）
- 2005年4月 神戸市男女共同参画センター法律相談員
- 2006年4月 兵庫県立女性家庭センターDV法律相談員
- 2018年4月 神戸市不動産審議会委員（現任）
- 2018年6月 日本弁護士連合会信託センター副センター長
- 2020年11月 兵庫県情報公開個人情報保護審議会委員（現任）
- 2021年4月 日本弁護士連合会理事
- 2022年6月 当社社外監査役（現任）

**【氏名】** 佐和 周 (さわ あまね)

**【略歴】** 1976年8月8日生

- 1999年4月 朝日監査法人（現有限責任あづさ監査法人）入社
- 2002年4月 公認会計士登録
- 2009年9月 KPMG税理士法人へ転籍
- 2009年9月 関西学院大学大学院経営戦略研究科 非常勤講師（現任）
- 2009年12月 税理士登録
- 2011年4月 KPMG税理士法人 退社
- 2011年4月 佐和公認会計士事務所 開設、代表（現任）

**【氏名】** 福元 隆久 (ふくもと たかひさ)

**【略歴】** 1967年8月2日生

- 1993年4月 兵庫県庁入庁
- 1994年3月 同庁退庁
- 1996年4月 弁護士登録
- 東町法律事務所（現弁護士法人東町法律事務所）入所
- 2003年4月 同事務所パートナー弁護士（現任）
- 2003年6月 川西倉庫株式会社社外監査役
- 2008年4月 兵庫県弁護士会副会長
- 2010年6月 株式会社神戸フェリーセンター社外監査役（現任）
- 2012年4月 神戸家庭裁判所家事調停委員（現任）

## 大株主の状況（2023年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 78,820,000株
2. 発行済株式の総数 32,166,002株（自己株式1,970,633株を除く）
3. 株主数 6,014名
4. 大株主（上位10名）

順位	氏名または名称	持株数 (千株)	持株比率 (%)
1	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,879	8.95
2	T O A 取引先持株会	2,714	8.44
3	公益財団法人神戸やまぶき財団	2,000	6.22
4	井 谷 憲 次	1,613	5.02
5	株式会社三菱UFJ銀行	1,606	4.99
6	シスメツクス株式会社	1,457	4.53
7	公益財団法人中谷医工計測技術振興財団	1,297	4.03
8	株式会社三井住友銀行	1,188	3.70
9	井 谷 博 一	993	3.09
10	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	818	2.54
	合 計	16,569	51.51

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は小数点第3位を四捨五入して表示しております。  
 2. 持株比率は、自己株式（1,970千株）を控除して計算しております。

## 株主提案（第6号議案および第7号議案）

第6号議案および第7号議案は、株主1名からのご提案によるものであります。

以下の「議案の要領」および「提案の理由」は、提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。

### 第6号議案　自己株式取得の件

#### 1. 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数3,200,000株、取得価額の総額2,700,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

#### 2. 提案の理由

当社は2022年11月1日の取締役会決議において、発行済株式総数（自己株式を除く）の1.23%、400,000株を上限とし、取得価額の総額の上限を313.2百万円とする自己株式の取得を決議し、当社が株主還元の拡充および資本効率の向上に向けた対策を実施している点は一定の評価が出来るものです。しかし、当社は現金資産の積み上がりにより自己資本利益率（ROE）は継続的に悪化し、株価低迷の一因となっております。当社のROEは過去5年間平均で5%を下回っており、ROEが資本コストを継続的に下回っていることは明白です。

そして、当社は銀行など国内金融機関と株式の持ち合い関係にありますが、国内金融機関は政策保有株式の削減を積極的に取り組んでおり、当社は自己株式取得により積極的に株式の持ち合い解消に応じ資本効率の向上を図るべきです。また、当社は資金調達等の円滑化を保有目的として国内金融機関の株式を政策保有株式として保有していますが、当社の現金資産が積み上がっている現在の財務状態を考えれば、その必要が無いことは明らかです。当社株式の市場流動性の懸念についても、持ち合い株式を自己株式として取得すれば、問題はなく対応することが可能です。よって、銀行を含む国内金融機関の当社保有株式を自己株式として取得し、さらに当社は保有する国内金融機関の株式を売却すべきと考えます。

弊社は現在の継続的な増配をベースとした株主還元に加えて自己株式取得の継続を提案します。当社のPBR（株価純資本倍率）は0.6倍前後と1倍を大きく下回って推移しており、これは当社の株価が清算価値より低く株式市場から評価されていることを意味します。東京証券取引所が2023年3月に公表した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」では、「PBR1倍割れは、資本コストを上回る資本収益性を達成できていない、あるいは、成長性が投資者から十分に評価されていないことが示唆される1つの目安」とされ、PBR1倍割れを是正する対応が東京証券取引所から要請されています。現在のように割安な株価で行う自己株式取得は一株当たりの価値（利益、純資産、配当）を高め、株主にとって増配以上に効果的な還元となります。そこで、PBR1倍割れの状況を改善し株価を意識した経営を行うとともに、国内金融機関との株式の持ち合いを解消し当社の株主還元の拡充および資本効率の向上を図るため、国内金融機関の当社保有株式を自己株式として取得する施策を採用すべきと考えます。

## 当社取締役会の意見

### 当社取締役会としては、本株主提案に、以下の理由で反対いたします。

当社は、お客さまに選ばれる良い音体験の継続的提供を通じ、社会課題の特定、解決、改善の一連のサイクルをお客さまと共に実現してゆく頼れるパートナーとして2030年を見据えた経営ビジョン「Dr. Sound –社会の音を良くするプロフェッショナル集団– になる」を掲げ、その中間地点となる2026年3月期を最終年度とした中期経営基本計画（以下「本中期計画」といいます。）を策定して遂行しております。

本中期計画においては事業成長に向けた投資を拡大し、その成果を更なる投資と還元へ振り向けていくことで資本生産性の向上をはかります。これを踏まえ、2022年3月期から2026年3月期のキャッシュ・アロケーションをもとに、維持投資として「既存事業継続のための必要投資50億～60億円」に加え、成長投資として「研究開発投資150億～160億円」、「IT・デジタル関連投資15億～20億円」、「戦略投資」、および株主還元として「株主価値向上に向けた還元50億～60億円」を財務方針として掲げております。

当社は株主の皆さまへの利益還元の充実を経営の優先課題の一つとして位置付けております。利益配分に関しましては、2023年3月期より安定配当を従来の20円から40円に引き上げ、更に業績連動を加えた連結配当性向として従来の35%から45%を目安に決定する方針に変更し、株主の皆さまへの還元を強化しております。

自己株式の取得については、取締役会の決議にて機動的に実施することが適切であるとの考え方のもと、当社定款にその旨を規定し、2022年11月に400,000株の自己株式の取得および消却を実施しております。

今後、2023年5月2日にリリースしましたとおり、本中期計画フェーズ2を遂行していく中で、戦略投資と株主還元のバランス、株主価値の向上等の観点から資本政策の機動性確保は極めて重要であり、その方法、時期、規模などは適宜適切に決定すべきものであると考えます。

これについては、本中期計画に基づいた財務方針を中心とした施策を実施することで、本中期計画の目標達成、経営ビジョン2030の実現および持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する投資を実施していく考えであります。

引き続き、成長投資とのバランスにも考慮しつつ、株主価値向上につながる還元施策を強化させていくとともに、PBR1倍超の早期実現を目指し取組みを進めてまいります。

また、政策保有株式に関しては、コーポレート・ガバナンスに関する報告書内の「コーポレートガバナンス・コード原則1－4 政策保有株式」に、政策保有方針を記載しており、当該方針に基づいて政策保有株式を保有しており、毎年、取締役会において、投資戦略、営業協力および技術交流などを踏まえ、定期的に政策保有株式の保有意義とその効果および当該保有が資本コストに見合うものであることの検証を適切に確認しております。

従いまして、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

#### 【ご参考】

- ・2023年5月2日リリース「中期経営基本計画 フェーズ2開始のお知らせ」  
<https://ssl4.eir-parts.net/doc/6809/tdnet/2269186/00.pdf>

## 第7号議案 **社外取締役の構成に関する定款変更の件**

### 1. 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第21条を下記の通り変更する。  
(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(員数)	(員数)
第21条 当会社の取締役は9名以下とする。 <u>2</u> (新設)	第21条 当会社の取締役は9名以下とする。 <u>2 上場企業であり続ける限り、当会社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u>

### 2. 提案の理由

弊社は今日の上場企業経営において取締役会の多様性と独立性が不可欠であると考えます。多様性ある取締役会とはスキル、経験、年齢、国籍、ジェンダーなど幅広い視点から経営判断ができる取締役会を意味し、独立性のある取締役会とは少なくとも過半が独立社外取締役から構成されている取締役会を意味します。

コーポレートガバナンス・コード原則4-8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するよう役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1（その他の市場の上場会社においては2名）以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則4-7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役7名のうち社外取締役は2名となっており、コーポレートガバナンス・コード原則上の要件を充たしていないためすぐに社外取締役を増やすべきであり、より積極的に取締役の過半数を社外取締役することで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、女性及びアナリストとして高い経験とスキルを持つ人材の登用を検討すべきと考えます。

女性の登用について、弊社は経済産業省の「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」における「取締役の中に女性が一人もいない企業においては、取締役としての質の確保を前提としつつ、女性の取締役を選任することを積極的に検討すべき」との記述に全面的に賛同致します。

次に、「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにするでしょう。しばしば銀行出身者や会計士がスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家の意義があると考えます。

### 当社取締役会の意見

#### 当社取締役会としては、本株主提案に、以下の理由で反対いたします。

当社は、取締役会の多様性と独立性の確保が重要な課題であることを認識しております。

事業環境が不連続に変化する中、経営陣による迅速・果断な意思決定がより重要視されるようになっています。このような環境の中で、取締役会が実効的に機能するため、重要な意思決定を行うとともに、実効性の高い監督を行うには、その役割・責任を果たすスキル（知識・経験・能力）をバランスよく備えておく必要があり、また、多様性の確保についても重要であると考えます。

そして、当社は、中長期的な経営の方向性や事業戦略に照らして取締役会が備えるべきスキルを特定し、取締役会全体としてのバランスを明確化しており、様々な経験に基づく視点を取り入れることで、取締役会の議論は活発となり、それに伴い取締役会の実効性が向上していると考えます。引き続き、当社状況に応じ最適なスキルや多様性を備え取締役会の実効性を向上してまいります。

また、本株主提案においては、取締役の過半数を会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とするとしていますが、人数要件の充足が、ただちに取締役会の実効性向上につながるものでもないと考えます。業務執行者からの実質的な独立性を有するとともに、社外取締役に期待される役割、機能を發揮できる能力を有しなければならないと考えます。そのような独立性と当社状況に応じた最適なスキルや多様性を備えた社外取締役がいることでガバナンス向上という目的が達成されるのであり、本株主提案のような人数確保が目的になりかねない規定を定款に設けることは、かえって取締役候補者の選択範囲を制限し、最適な取締役会を構成するうえでの妨げとなる可能性もあると考えます。

第75回定期時株主総会終了後には、取締役会構成メンバー（全取締役6名のうち独立社外取締役2名）において、コーポレートガバナンス・コード原則4－8のとおり独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任すべきであるとする当該内容をコンプライすることになります。引き続き、当社は、特定の職業経験者に限定することなく取締役会全体としてスキルをバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる当社状況に応じた最適な取締役会構成メンバーと人数を確保し、ガバナンスの透明性および取締役会の実効性を高めていく考えであります。

従いまして、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

以上

## 事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

# 1. 当社グループの現況に関する事項

## ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による行動制限の緩和やインバウンド需要の回復など社会経済活動の正常化が進み、国内においては設備投資需要が拡大しております。一方で、原油や天然ガス、鋼材、半導体などの原材料価格の高騰や輸送コストの上昇、ウクライナ情勢の長期化をはじめとする地政学的リスクの高まりに加え、為替相場の急速な変動など、世界経済の先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の下、当社グループでは企業価値である「Smiles for the Public —人々が笑顔になれる社会をつくる—」の実現に向け、2030年を見据えた経営ビジョンとして、「Dr. Sound -社会の音を良くするプロフェッショナル集団-になる」を掲げております。お客さまに選ばれる良い音体験の継続的提供を通じ、社会課題の特定、解決、改善の一連のサイクルをお客さまと共に実現してゆく頼れるパートナーとして、人々の安心・信頼・感動の価値実現を目指しております。

具体的には、お客さまと多様な接点で価値提供を実現する「つながるビジネス」の確立に向け、機器異常への早期対応と設備の一元管理で放送の安定稼働をサポートする「リモートメンテナンスサービス」の提供に加え、ネットワーク上のさまざまなシステムと連携し、IoTセンサーやAIカメラと連携した自動放送を行うことができる「IPオーディオシリーズ」を拡充し発売しました。また、新たな価値の提供に向け、大型商業施設において「音」によるアプローチでお客さま一人ひとりの五感に働きかける音響改善や空間演出の取組みを行っています。さらに、地方公共団体や異業種との連携を深め、音や映像を用いた実証実験を通じて、地域の活性化や安全安心なまちづくりの推進など、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

また、世界5地域でのマーケティング活動の効率化に向け、情報システム基盤の導入・稼働を展開し、それぞれの市場環境に応じてユーザーの満足度をより高いレベルで実現させる取組みを進めてまいりました。新たな取組みとして、「つながる-connect-」をメインテーマとした、オンライン上でのバーチャル展示会を開催し、メタバース会場に教育や工場・オフィスの現場における環境改善、人々の安全安心の実現などに貢献するソリューションの紹介など、多種多様なコンテンツを展開いたしました。

さらに、国内および海外において原材料価格の高騰や輸送コストの上昇に対応すべく商品の価格改定を実施いたしました。

これらの結果、当期の売上高は45,123百万円（前年同期比+4,258百万円、10.4%増）となりました。利益については、原材料価格の高騰や輸送コストなどの営業費用の増加により、営業利益は1,713百万円（前年同期比△446百万円、20.7%減）、経常利益は2,104百万円（前年同期比△303百万円、12.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は土地の売却益もあり1,765百万円（前年同期比+299百万円、20.4%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### (日本)

売上高は26,827百万円（前年同期比+832百万円、3.2%増）、セグメント利益（営業利益）は5,295百万円（前年同期比△245百万円、4.4%減）となりました。

鉄道車両や交通市場、倉庫・物流センター、商業施設向けの売上が伸長し、セグメント全体での売上高は増加しました。

売上高は増加しましたが、原材料価格の高騰や輸送コストなどの営業費用の増加により、セグメント利益は減少しました。

#### (アジア・パシフィック)

売上高は8,368百万円（前年同期比+1,949百万円、30.4%増）、セグメント利益（営業利益）は1,446百万円（前年同期比+312百万円、27.6%増）となりました。

イスラム圏においては、ラマダン需要の取り込みなどにより宗教市場向けの販売が伸長しました。また、インドネシアでは会議場やスポーツ施設への納入が進み、マレーシアでは商業施設、ベトナムでは官公庁向けの納入が進んだことにより、セグメント全体の売上高は増加し、セグメント利益は増加しました。

#### (欧州・中東・アフリカ)

売上高は5,468百万円（前年同期比+949百万円、21.0%増）、セグメント利益（営業利益）は550百万円（前年同期比△30百万円、5.2%減）となりました。

イギリスでは市況の回復や複合オフィスビルへの納入が進むなど売上高は増加しました。南アフリカでは商業施設、サウジアラビアでは宗教施設への納入が進み、アフリカや中東での販売も伸長したことにより、セグメント全体の売上高は増加しました。

売上高は増加しましたが、営業費用の増加により、セグメント利益は減少しました。

### (アメリカ)

売上高は2,536百万円（前年同期比+454百万円、21.8%増）、セグメント利益（営業利益）は53百万円（前年同期比△74百万円、58.0%減）となりました。

アメリカでは商業施設、カナダでは教育市場向けの販売が堅調に推移し、セグメント全体の売上高は増加しました。

売上高は増加しましたが、営業費用の増加により、セグメント利益は減少しました。

### (中国・東アジア)

売上高は1,922百万円（前年同期比+71百万円、3.9%増）、セグメント利益（営業利益）は135百万円（前年同期比△36百万円、21.2%減）となりました。

台湾では大型スポーツ施設や半導体を中心とした工場向け、香港では病院向けの納入が進んだことなどにより、売上は増加しました。中国では工場向けの納入が進んだものの、上海におけるロックダウンの影響が大きく、売上は減少しました。為替の影響もあり、セグメント全体の売上高は増加しました。

売上高は増加しましたが、営業費用の増加により、セグメント利益は減少しました。

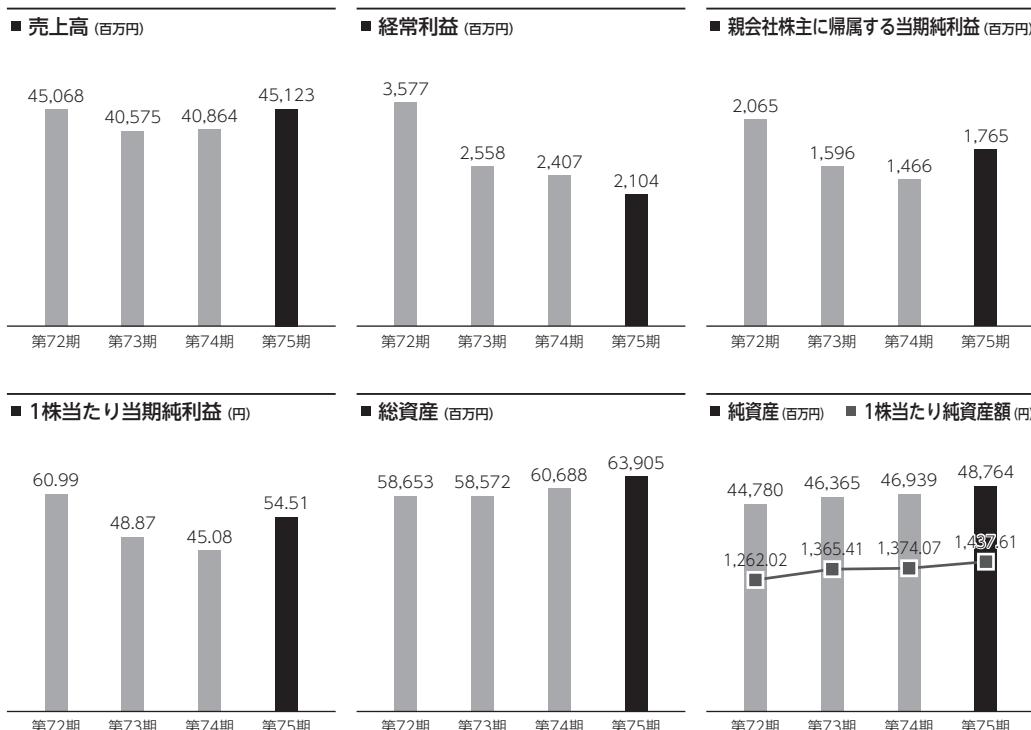
## ② 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資は、主に、情報インフラ基盤の取得ならびに国内および海外生産子会社における生産設備の取得などであります。この総額は1,870百万円であり、自己資金により充当しました。

### ③ 財産および損益の状況の推移

区分	第72期 2020年3月期	第73期 2021年3月期	第74期 2022年3月期	第75期 (当連結会計年度) 2023年3月期
売上高 (百万円)	45,068	40,575	40,864	45,123
経常利益 (百万円)	3,577	2,558	2,407	2,104
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,065	1,596	1,466	1,765
1株当たり当期純利益 (円)	60.99	48.87	45.08	54.51
総資産 (百万円)	58,653	58,572	60,688	63,905
純資産 (百万円)	44,780	46,365	46,939	48,764
1株当たり純資産額 (円)	1,262.02	1,365.41	1,374.07	1,437.61

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を控除して算出しております。
2. 第74期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。



## ④ 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による行動制限の緩和やインバウンド需要の回復などにより社会経済活動の正常化が進むものの、原油や天然ガス、鋼材、半導体などの原材料価格の高騰や輸送コストの上昇、ウクライナ情勢の長期化をはじめとする地政学的リスクの高まりに加え、為替相場の急速な変動など、世界経済の先行きについては依然として不透明な状況が続いている、注視が必要です。

このような環境の下、当社グループは、前期より当社の将来の目指す姿として2030年を見据えた経営ビジョン「Dr. Sound –社会の音を良くするプロフェッショナル集団– になる」を掲げ、その実現に向けた活動をスタートいたしました。これまで当社が提供してきた屋内外の各種環境や人々の多様性に応じた「聴こえる音、聴き取り易い音」に加え、私たちを取り巻くパブリック空間の音=「社会の音」がもたらす人々の安心・信頼・感動の体験そのものの創出に、よりアプローチできる価値の実現・提供を進めていくことで、お客さまに選ばれる良い音体験の継続的提供を通じ、社会課題の特定、解決、改善の一連のサイクルをお客さまと共に実現してゆく姿を目指しております。

ビジョン実現に向け、2022年3月期から2023年3月期を加速する環境変化のスピードに適応できる組織に変革し収益力と競争力を高め、新たな成長基盤の足掛かりを築くためのフェーズと位置づけ、体質強化と成長分野となる新たな音の価値の探索と創造を行ってまいりました。

また、2024年3月期から2026年3月期においてはこれら取組みの成果を最大限に発揮し、付加価値をより拡大させ、収益基盤を強化し、新成長分野の探索と創造を通じて成長を加速させてまいります。一連の取組みを加速させるために、デジタルシフト推進と人材育成に注力し、それぞれ以下の取組みを実施してまいります。

デジタルシフト推進においては、お客さまとのつながり強化や社内コミュニケーションの活性化、意思決定の迅速化に資するデジタルツールの整備を行い、さらに蓄積されたデータを活用したタイムリーな提案による需要の獲得や新たなビジネスの創出のための投資を行ってまいりました。2024年3月期からは導入したインフラを活用し、デジタルマーケティングにより需要を創出し、併せて、デジタルツールを活用し、営業活動品質と営業活動効率の向上、データを活用したサプライチェーン全体の効率化を推進いたします。また、商品では、ネットワークを活用した双方向コミュニケーションを拡大する製品を強化してまいります。

人材育成においては、積極的な対話を通じた信頼関係の醸成、多様性を活かすための人材配置や仕組みづくり、安心して働く環境の整備を進めており、デジタル技術を活用できる人材の育成により付加価値向上および生産性向上を実現してまいります。

## ⑤ 重要な子会社の状況（2023年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	議決権の所有割合	主要な事業の内容
ア コ ー ス 株 式 会 社	90百万円	100%	音響関連製品の開発および生産
タ ケ ッ ク ス 株 式 会 社	35百万円	100%	映像関連製品の開発および生産
TOAエンジニアリング株式会社	50百万円	100%	音響関連、映像関連製品のエンジニアリングおよび施工、鉄道車両関連製品のエンジニアリングおよび製造販売
株 式 会 社 ジ 一 ベ ッ ク	30百万円	100%	ソフト企画制作、音響ホール・スタジオ等の管理および運営
TOA ELECTRONICS, INC.	US\$ 4,000千	100%	米国における当社製品の販売
TOA Communication Systems, Inc.	US\$ 2,500千	100%	米国における鉄道車両関連製品の製造販売
TOA CANADA CORPORATION	CAN\$ 1,450千	100%	カナダにおける当社製品の販売
TOA CORPORATION (UK) LIMITED	STG £ 1,500千	100%	英国における当社製品の販売
TOA Electronics Europe G.m.b.H.	ユーロ 512千	100%	欧州、中東、北アフリカにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS SOUTHERN AFRICA (PROPRIETARY) LIMITED	ZAR 5,290千	100% (100%)	南アフリカ共和国、サブサハラアフリカにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION	NT\$ 20,000千	100%	台湾における当社製品の販売
TOA (HONG KONG) LIMITED	HK\$ 1,500千	100%	香港、韓国における当社製品の販売
TOA (CHINA) LIMITED.	RMB 50,000千	100%	中国における当社製品の販売
TOA Electronics (Thailand) Co., Ltd.	THB 30,000千	49%	タイ、ラオスにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS PTE LTD	S\$ 170千	100%	アジア、オセアニアにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS (M) SDN. BHD.	RM 1,000千	100% (100%)	マレーシアにおける当社製品の販売
PT. TOA GALVA PRIMA KARYA	RP 10,100百万	99% (99%)	インドネシアにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS VIETNAM COMPANY LIMITED	VND 14,725百万	100%	ベトナムにおける当社製品の販売
PT. TOA GALVA INDUSTRIES.	RP 44,800百万	49%	音響関連製品の開発および生産
TOA VIETNAM CO.,LTD.	US\$ 2,200千	100%	音響関連および映像関連製品の開発および生産
得 洋 電 子 工 業 股 份 有 限 公 司	NT\$ 35,000千	34%	音響関連製品の開発および生産

(注) 1. 議決権の所有割合欄の（ ）内は、間接所有割合を内数として表示しております。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## ⑥ 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

区分	主要な製品
音響分野	非常用放送設備、業務用放送設備、ワイヤレスシステム、ネットワークPAシステム、インターラムシステム、サウンドシステム、拡声放送機器
映像分野	ネットワークカメラシステム、フルHD同軸カメラシステム、アナログカメラシステム
鉄道車両分野	車両内放送設備、カメラシステム、電光表示器

## ⑦ 主要な営業所および工場 (2023年3月31日現在)

(1)当社本社 (神戸市…………海外営業・管理部門)  
 ナレッジスクエア (兵庫県宝塚市…生産・開発部門)  
 国内販売事業所 (仙台市・東京都江東区・名古屋市・大阪市・福岡市を主拠点とし  
 全国34営業所)

(2)子会社 国内生産拠点 アコース株式会社 (滋賀県米原市)、  
 タケックス株式会社 (佐賀県武雄市)

国内エンジニアリング等拠点 TOAエンジニアリング株式会社 (東京都江東区)、  
 株式会社ジーベック (神戸市)

海外販売拠点 TOA ELECTRONICS, INC. (米国)、  
 TOA Communication Systems, Inc. (米国)、  
 TOA CANADA CORPORATION (カナダ)、  
 TOA CORPORATION (UK) LIMITED (英国)、  
 TOA Electronics Europe G.m.b.H. (ドイツ)、  
 TOA ELECTRONICS SOUTHERN AFRICA  
 (PROPRIETARY) LIMITED (南アフリカ共和国)、  
 TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION (台湾)、  
 TOA (HONG KONG) LIMITED (香港)、  
 TOA (CHINA) LIMITED. (中国)、  
 TOA Electronics (Thailand) Co., Ltd. (タイ)、  
 TOA ELECTRONICS PTE LTD (シンガポール)、  
 TOA ELECTRONICS (M) SDN. BHD. (マレーシア)、  
 PT. TOA GALVA PRIMA KARYA (インドネシア)、  
 TOA ELECTRONICS VIETNAM COMPANY LIMITED (ベトナム)

海外生産拠点 PT. TOA GALVA INDUSTRIES. (インドネシア)、  
 TOA VIETNAM CO.,LTD. (ベトナム)、  
 得洋電子工業股份有限公司 (台湾)

## ⑧ 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

### (1)当社グループの従業員数

	従業員数	前期末比増減
当 社	794名	11名減
国 内 生 産 抛 点	262名	4名増
国内エンジニアリング等拠点	148名	6名減
海 外 販 売 抛 点	453名	6名減
海 外 生 産 抛 点	1,455名	104名減
合 計	3,112名	123名減

(注) 従業員数には、契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

### (2)当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
794名	11名減	43.1歳	16.3年

(注) 1. 従業員数は、当社から子会社への出向者を除いた就業人員数であります。

2. 従業員数には、契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

## ⑨ 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	500百万円
株式会社三井住友銀行	100百万円
株式会社みずほ銀行	788百万円

## ⑩ その他当社グループの現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 78,820,000株
- ② 発行済株式の総数 32,166,002株 (自己株式1,970,633株を除く)
- ③ 株主数 6,014名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,879千株	8.95%
T O A 取引先持株会	2,714	8.44
公益財団法人神戸やまぶき財団	2,000	6.22
井 谷 憲 次	1,613	5.02
株式会社三菱UFJ銀行	1,606	4.99
シスメツクス株式会社	1,457	4.53
公益財団法人中谷医工計測技術振興財団	1,297	4.03
株式会社三井住友銀行	1,188	3.70
井 谷 博 一	993	3.09
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	818	2.54

(注) 持株比率は、自己株式(1,970千株)を控除して算出しております。

### ⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

区 分	株式の種類および数	対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 20,200株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、3. 会社役員に関する事項⑤取締役および監査役の報酬等に記載しております。

### ⑥ その他株式に関する重要な事項

- (1) 2022年11月1日開催の取締役会決議に基づき、自己株式400,000株を取得いたしました。
- (2) 2022年11月1日開催の取締役会決議に基づき、(1)にて取得した自己株式の全部を2022年11月15日付で消却いたしました。

### 3. 会社役員に関する事項

#### ① 取締役および監査役 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	井 谷 憲 次	
取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役)	竹 内 一 弘	
取 締 役 (常 務 執 行 役 員)	増 野 善 則	海外事業本部長
取 締 役 (執 行 役 員)	谷 口 方 啓	グローバル開発本部長 品質保証室担当
取 締 役 (執 行 役 員)	早 川 宏	ソリューション営業本部長 ネクストビジネス推進室、エンジニアリング部担当
取 締 役	村 田 雅 詩	株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ 社外取締役（監査等委員）
取 締 役	半 田 実	有明興業マテリアルズ株式会社 代表取締役社長
監 査 役 (常 勤)	西 垣 岳 史	
監 査 役	小 林 茂 信	小林茂信会計事務所 所長
監 査 役	西 片 和 代	神戸パートナーズ法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役村田雅詩氏および半田実氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ています。  
 2. 監査役小林茂信氏および西片和代氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ています。  
 3. 監査役西垣岳史氏は、当社子会社の経営者として長きにわたり経営経験を有しており、経営全般に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 監査役小林茂信氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 監査役西片和代氏は、弁護士の資格を有しており、法務およびコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。  
 6. 当社は、取締役村田雅詩氏および半田実氏ならびに監査役小林茂信氏および西片和代氏の重要な兼職先との間に、特別な関係はありません。  
 7. 取締役村田雅詩氏および半田実氏ならびに監査役小林茂信氏および西片和代氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者あるいは業務執行者でない役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。  
 8. 取締役会長井谷憲次氏は、2023年5月19日付で一般社団法人神戸経済同友会の代表幹事に就任いたしました。

## ② 当事業年度中の取締役および監査役の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
寺前順一	取締役執行役員	退任	2022年6月23日
堀田昌人	取締役執行役員	退任	2022年6月23日
岡崎裕夫	社外取締役	退任	2022年6月23日
谷口方啓	執行役員 グローバル開発本部長	取締役執行役員 グローバル開発本部長	2022年6月23日
早川宏	執行役員 ソリューション営業本部長	取締役執行役員 ソリューション営業本部長	2022年6月23日
村田雅詩	株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ 社外監査役	株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ 社外取締役（監査等委員）	2022年6月22日
半田実	—	社外取締役	2022年6月23日
道上明	社外監査役	退任	2022年6月23日
西片和代	—	社外監査役	2022年6月23日

(注) 1. 取締役堀田昌人氏は、辞任による退任であります。

2. 2023年6月21日開催の定時株主総会終結の時をもって代表取締役社長竹内一弘氏が退任し、その後開催の取締役会において、取締役谷口方啓氏が代表取締役社長に就任する予定であります。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用等の損害を填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## ⑤ 取締役および監査役の報酬等

### (1)取締役および監査役の報酬等の総額等

区分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等
取 締 役 (社外取締役を除く)	7	135	40	53	41
社 外 取 締 役	3	12	12	0	—
監 査 役 (社外監査役を除く)	1	19	19	—	—
社 外 監 査 役	3	10	10	—	—
合 計	14	177	82	53	41

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

### (2)業績連動報酬等に関する事項

当社は、企業価値の持続的向上を図るため、全取締役に対して、前事業年度連結最終利益に比例させた業績連動報酬等を業績給として支給しております。当該業績給の額の算定の基礎として選定した業績指標は、親会社株主に帰属する当期純利益を採用し、当該当期純利益の実績金額に取締役の職位に応じて予め定めた係数によって算定しております。当該指標を採用した理由は、中期経営基本計画に掲げた持続的な成長をなし遂げるため、株主に還元可能な利益である当該指標が適切であると判断したためであります。

なお、当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益（選定した業績指標）の推移は、  
 1. 当社グループの現況に関する事項③財産および損益の状況の推移に記載のとおりであります。

### (3)非金銭報酬等の内容

取締役が株式保有を通じて、株主とのより一層の価値共有を図るとともに、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、代表取締役および業務執行取締役に対して株式報酬を交付しております。当該株式報酬は、譲渡制限付株式とし、株式報酬を交付する割合を取締役の個人別の報酬総額の20%相当を目安に決定することを原則としております。また、割当株式数は、各取締役の職位、成果に応じて付与するものとし、その詳細は、各対象取締役との間に締結する譲渡制限付株式割当契約に基づくものとしております。

#### (4)取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第58回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額3億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いたしております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。また、当該報酬限度額とは別枠で、2019年6月20日開催の第71回定時株主総会において、代表取締役および業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額を年額1億円以内および普通株式の総数を年120,000株以内と決議いたしております。当該定時株主総会終結時点の代表取締役および業務執行取締役の員数は4名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第58回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額1億円以内と決議いたしております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

#### (5)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

##### ①決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営基本計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の原案を任意の諮問機関である報酬委員会（委員は、代表取締役および社外取締役2名の合計3名）に諮問し、その答申内容を尊重して2021年2月12日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

##### ②決定方針の内容の概要

- i. 当社取締役の報酬等は、会社の持続的な成長に寄与するため、各取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。
- ii. 取締役の報酬等は、金銭報酬である固定報酬（職責給、成果給）、業績連動報酬等（業績給）および非金銭報酬等で構成しております。固定報酬のうち、職責給は当年度の職位に応じて固定額を定めて決定し、成果給は代表取締役および業務執行取締役の担当職責に対する成果を反映する報酬であり、職責給に対する割合を職位別に定めて決定しております。金銭報酬は毎月を単位とする定期支給とします。
- 取締役のうち、代表取締役および業務執行取締役に対しては、固定報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬等を適用し、監督機能を担う非業務執行取締役に対しては、固定報酬の職責給および業績連動報酬等を適用しております。
- iii. 取締役の報酬等の構成割合は、原則として、金銭報酬80%、非金銭報酬20%を目安としております。代表取締役および業務執行取締役の報酬割合は、当社の事業展開および人材確保の観点から企業規模に鑑みた水準を勘案し、上位の職責を負う職位ほど業績連動報酬等のウエイトが高まる構成としております。

##### ③当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、任意の諮問機関である報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め、報酬水準、業績評価、構成割合等について総合的な審議を行ったうえで取締役会に答申しております。取締役会は、この審議・答申の内容を確認した結果から決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査役の報酬等は、経営に対する独立性、客觀性を確保する観点から、固定報酬（職責給）のみで構成され、各監査役の報酬等は、監査役の協議によって決定しております。また、当社では、取締役および監査役に対し、退職慰労金制度を設けておりません。

#### (6)取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の決定について、取締役会において、代表取締役社長竹内一弘に具体的な決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定を行っております。

代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰し、各取締役の職務分掌や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。また、その委任した権限の内容は、自己を含めた各取締役の報酬等の確定額および成果配分の決定です。

取締役会は、代表取締役社長に委任した権限が適切に行使されるようにするために、予め任意の諮問機関である報酬委員会での審議を行い、取締役会に答申する措置を講じており、客觀性、透明性を確保したうえで、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。なお、代表取締役社長は、取締役の個人別の報酬等の内容につき、必要に応じて、取締役会に答申または報告を行うものとします。

## ⑥ 社外役員に関する事項

### 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席 状 況 (出席回数／開催回数)	主な活動状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	村田 雅詩	取締役会 19回／19回	取締役会の議案・審議等について、経営企画部門および国内外の事業戦略企画部門の責任者ならびに常勤監査役として培ってきた高い見識や豊富な経験に基づき、独立した客観的視点から経営に対する積極的な発言を行っております。また、任意の指名委員会・報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名および報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外取締役	半田 実	取締役会 14回／14回	取締役会の議案・審議等について、上場企業の海外工場および品質保証部門の責任者ならびに上場企業の子会社の経営者として培ってきた高い見識や豊富な経験に基づき、独立した客観的視点から経営に対する積極的な発言を行っております。また、任意の指名委員会・報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名および報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外監査役	小林 茂信	取締役会 19回／19回 監査役会 21回／21回	取締役会および監査役会において、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から、議案・審議に関する財務、会計等について、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役	西片 和代	取締役会 14回／14回 監査役会 16回／16回	取締役会および監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議に関する法務、コンプライアンス等について、適宜必要な発言を行っております。

(注) 社外取締役半田実氏および社外監査役西片和代氏につきましては、2022年6月23日就任後の状況を記載しております。

## 4. 会計監査人に関する事項

### ① 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

### ② 会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当社	46百万円	0百万円
子会社	—	—
合計	46百万円	0百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、当社の監査証明業務に基づく報酬の金額はこれらの合計額を記載しております。  
 2. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

### ③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の報酬等について、社内関係部門から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、協議を行った結果、監査内容および監査計画時間が適切かつ妥当であり、監査精度および監査品質が担保されていると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### ④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、会計・税務に関する相談業務を委託し、その対価を支払っております。

### ⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元の充実を経営の優先課題の一つとして位置づけております。

利益配分に関しましては、持続的な成長を目指し、事業への投資拡大を基本としながらも、財務規律のもと安定した配当の向上をはかるとともに、年間40円（中間配当20円および期末配当20円）の配当を維持することを基本として業績を加味し、連結配当性向45%を目安に決定いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

# 連結計算書類

## 連 結 貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	42,853	流动負債	9,796
現金及び預金	16,938	支払手形及び買掛金	3,483
受取手形	2,062	短期借入金	2,706
売掛金	7,626	リース債務	354
契約資産	533	未払法人税等	641
商品及び製品	8,423	賞与引当金	188
仕掛品	827	製品保証引当金	170
原材料及び貯蔵品	5,542	その他の	2,250
その他	979		
貸倒引当金	△81	固定負債	5,343
固定資産	21,051	リース債務	784
有形固定資産	10,693	繰延税金負債	872
建物及び構築物	6,170	退職給付に係る負債	2,924
機械装置及び運搬具	416	その他の	761
工具器具及び備品	537		
土地	2,458	負債合計	15,140
リース資産	1,100	純資産の部	
建設仮勘定	8	株主資本	41,103
無形固定資産	1,859	資本金	5,279
のれん	470	資本剰余金	5,045
ソフトウェア	1,123	利益剰余金	32,152
ソフトウェア仮勘定	106	自己株式	△1,373
その他の	158	その他の包括利益累計額	5,138
投資その他の資産	8,498	その他有価証券評価差額金	4,444
投資有価証券	7,256	為替換算調整勘定	865
繰延税金資産	402	退職給付に係る調整累計額	△171
退職給付に係る資産	189	非支配株主持分	2,522
その他の	650	純資産合計	48,764
貸倒引当金	△0	負債純資産合計	63,905
資産合計	63,905		

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	45,123
売 上 原 価	26,967
売 上 総 利 益	<b>18,155</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	16,442
営 業 利 益	1,713
當 業 外 収 益	
受 取 利 息	34
受 取 配 当 金	112
為 替 差 益	158
受 取 保 険 金 及 び 配 当 金	27
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	1
雜 収 入	149
	484
當 業 外 費 用	
支 払 利 息	61
固 定 資 産 除 却 損	22
雜 損 失	8
	93
經 常 利 益	<b>2,104</b>
特 別 利 益	
土 地 売 却 益	522
稅 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	<b>2,627</b>
法 人 稅 、 住 民 稅 及 び 事 業 稅	812
法 人 稅 等 調 整 額	△144
当 期 純 利 益	<b>1,959</b>
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	193
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	<b>1,765</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	19,128	流动負債	3,263
現金及び預金	6,227	買掛金	1,651
受取手形	1,952	リース債務	11
売掛金	5,658	未払金	524
契約資産	6	未払法人税等	517
製品	3,553	未払費用	315
仕掛品	12	製品保証引当金	69
原材料及び貯蔵品	302	その他の	172
前払費用	151		
その他の	1,300	固定負債	3,927
貸倒引当金	△37	リース債務	20
固定資産	22,038	退職給付引当金	2,256
有形固定資産	7,317	繰延税金負債	1,063
建物	4,496	その他の	587
構築物	290		
機械装置	0	負債合計	7,191
工具器具及び備品	319	純資産の部	
土地	2,199	株主資本	29,531
リース資産	12	資本金	5,279
無形固定資産	1,220	資本剰余金	6,808
ソフトウェア	1,058	資本準備金	6,808
ソフトウェア仮勘定	93	利益剰余金	18,816
リース資産	19	利益準備金	679
その他の	48	その他利益剰余金	18,136
投資その他の資産	13,499	別途積立金	2,930
投資有価証券	7,253	繰越利益剰余金	15,206
関係会社株式	4,949	自己株式	△1,373
関係会社出資金	678	評価・換算差額等	4,444
前払年金費用	385	その他有価証券評価差額金	4,444
その他の	232	純資産合計	33,975
貸倒引当金	△0		
資産合計	41,167	負債純資産合計	41,167

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	31,412
売 上 原 価	20,614
売 上 総 利 益	<b>10,797</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	10,182
營 業 利 益	614
當 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	505
為 替 差 益	207
雜 収 入	39
當 業 外 費 用	752
支 払 利 息	5
雜 損 失	4
經 常 利 益	9
特 別 利 益	1,358
土 地 売 却 益	522
移 転 價 格 稅 制 調 整 金	880
稅 引 前 当 期 純 利 益	1,403
法 人 稅 、 住 民 稅 及 び 事 業 稅	2,761
過 年 度 法 人 稅 等	385
法 人 稅 等 調 整 額	220
當 期 純 利 益	56
	662
	<b>2,099</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

T O A 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡本 健一郎  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池畠 憲二郎  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、T O A株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T O A株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

T O A 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡本 健一郎  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池畠 憲二郎  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、T O A株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその実施内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

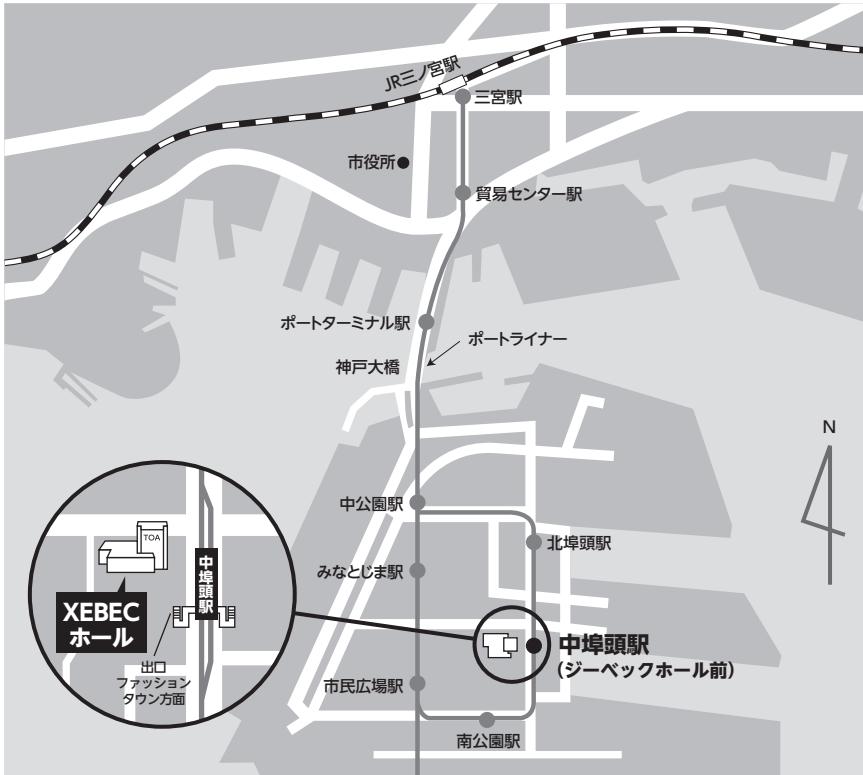
TOA株式会社 監査役会

常勤監査役	西垣岳史	印
社外監査役	小林茂信	印
社外監査役	西片和代	印

## 株主総会会場ご案内図

# 会場：当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール

神戸市中央区港島中町七丁目2番1号 電話 078（303）5620



### 交通機関のご案内

ポートライナー（北埠頭行き）  
「中埠頭駅（ジーベックホール前）」下車  
西側へ徒歩約3分（三宮駅から計約17分）

### 経営基本方針（三つの安心）

- 一、顧客が安心して使用できる商品をつくる。
- 二、取引先が安心して取引きできるようにする。
- 三、従業員が安心して働けるようにする。

TOAグループは、顧客・株主・取引先・従業員など、全てのステークホルダーの信頼と期待にお応えできるよう、日々、経営を行っていきます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。